

委員会提出議案第5号

三田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

三田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年9月14日提出

議会運営委員会委員長 福田 秀章

## 三田市議会規則第 号

### 三田市議会会議規則の一部を改正する規則

三田市議会会議規則(昭和35年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
第2条を次のように改める。

(欠席等の届出)

第2条 議員は、事故その他の事由により欠席、遅刻又は早退しようとするときは、その理由を付し、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

104条の次に次の一条を加える。

(情報通信端末機器の使用)

第104条の2 議員は、情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末に限る。次項において同じ。)を会議において使用することができる。

2 前項の規定は、市長その他の関係機関の情報通信端末機器の使用について準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。